



掲載内容は3月18日現在の予定です。新型コロナウイルス感染症対策により、予定が変更されることがあります。実施については市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

普通救命講習をご存知ですか？ 定期普通救命講習会参加者募集！

消防本部では、心肺蘇生法や止血法などの応急手当を習得し、大切な命を救うための普通救命講習会を、定期的に開催します。



- と き 毎月第3日曜日
午後1時30分～4時30分
※事前に応急手当WEB講習を受講した人は
午後2時30分～4時30分
- ところ 消防本部 3階講堂
- 対象 小学生以上 10人（先着順）
（小学生は保護者同伴でお願いします）
- 内容 普通救命講習Ⅰ（3時間コース）
※心肺蘇生法、AED使用法、異物除去法、止血法
- 受講料 無料（受講後に修了証を発行します）
- その他 ・申し込み人数が少ない場合や災害などにより、開催が次月に延期される場合がありますのでご了承ください。
・応急手当WEB講習を事前に受講する方法など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ・申し込み

消防署防災安全室

☎53-7224



市HP関連ページ

時間外労働の上限規制が 中小企業にも適用されます



働き方改革関連法が順次施行されており、令和2年4月1日から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されます。これにより、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されました。更に、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでない上限が設けられます。

【規制内容のポイント】

- 時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることができません。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、
 - ・時間外労働……………年720時間以内
 - ・時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内とする必要があります。
- 原則である月45時間を超えることができるのは、年6カ月までです。
- 法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。
- 時間外労働の上限規制に関する相談窓口
新発田総合労働相談コーナー
（新発田労働基準監督署内）☎0254-27-6680
- 問い合わせ
地域経済振興課経済振興室
☎53-2111（内線3611）



市HP関連ページ

職場体験！企業や事業所を募集 ぜひ、中学生に職場を体験させてください ～キャリア・スタート・ウイーク事業～

地域の将来を担う子どもたちに期待し、「地域の子どもは地域のみんで育てる」ために、家庭・地域・学校の三者の連携をもとに、キャリア・スタート・ウイークを実施します。

「将来の夢」に挑戦する中学生への支援として、子どもたちの体験学習を受け入れていただける企業や事業所を募集します。

詳しくは、市ホームページ「キャリア・スタート・ウイーク事業」のページをご覧ください。



※「キャリア・スタート・ウイーク」とは、中学生の「社会に対応する能力、主体的に自分の進路を選択・決定できる能力、社会人・職業人として自立できる能力」を育てるため、実際に社会に出て職場体験活動をする期間のことです。令和元年度は、157の事業所にご協力をいただきました

●問い合わせ

学校教育課教育総務室

☎72-6882



市HP関連ページ

【令和2年度職場体験（中学2年生）予定表】

学校名	実施予定期間	人数
神林中学校	5月11日(月)～5月13日(水)	69人
山北中学校	5月12日(火)～5月14日(木)	33人
村上東中学校	6月30日(火)～7月2日(木)	67人
荒川中学校	7月14日(火)～7月16日(木)	87人
岩船中学校	7月28日(火)～7月30日(木)	22人
朝日中学校	9月15日(火)～9月17日(木)	48人
村上第一中学校	9月29日(火)～10月1日(木)	85人